

不要品を有効に活用して、資源の節約とごみの減量に取り組みましょう！

いきいきリサイクル情報

環境課　環境衛生係
☎ 932-1111(代) FAX 933-7512(代)

ゆずってください

麻雀牌



いきいきリサイクル情報制度終了のお知らせ

ご家庭で不要となった品物の有効活用とごみの減量を目的として実施してきた「いきいきリサイクル情報制度」は、令和8年12月31日をもって終了します。長年にわたりご利用いただき、ありがとうございました。

新規登録の受付は令和8年11月30日までです。なお、11月に受け付けた登録については、通常の登録期間にかかわらず、令和8年12月31日をもって掲載を終了します。

制度終了後は、宇美町と協定を締結している民間リユースサービス「おいくら」や「ジモティー」をご利用ください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

おいくら? 詳しくはこちら▶　ジモティー 詳しくはこちら▶

ECO

「ゆずってください」「ゆずります」掲載・譲り受け・譲り渡し希望の人は、

申込書に必要事項を記入の上、**11月27日(金)17:00まで**に環境課までお申し込みください。
写真(画像データ)を提供いただければ、ホームページに掲載します。

申し込みできる人　町内在住者(営利目的の人や団体、18歳未満を除く)

申込書は、窓口で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。
なお、「ゆずります」の品の譲り受けについて、申込者多数の場合は**11月27日(金)**の締め切り後に抽選を行い、**11月30日(月)**までに当選者に対してのみ連絡します。品物について詳しい情報が知りたい人は、環境課にお問い合わせください。
インターネットから申し込みが可能です。
右記二次元コードからお申し込みください。

申し込みはこちら▶

しつけ？ 体罰？ これってどっち??

子育てをしていると、「これってしつけ？それとも体罰…？」と迷ったり、ついイライラして自分を責めてしまったりすることはありませんか？

こどもにルールや生活習慣を伝えることはとても大切なことです。しかし、「しつけのつもり」で行ったことでも、こどもの心や身体を傷つける行為は、体罰につながってしまいます。

大切なのは、大人の感情や「しつけだから」という理由だけで判断するのではなく、こどもの態度や言葉の奥にある「本当の気持ち(内なる声)」に耳を傾け、寄り添いながら対話することです。

しつけと体罰は、違います

しつけとは

危険な行動を止めたり、社会のルールやマナーを教えたりして、こどもが自分で考えて行動できるように導くことです。



体罰とは

こどもの心や身体に苦痛や不快感を与えて、力で無理やり従わせる行為です。どんなに「しつけのため」と言っても、暴力や暴言はこどもの心を深く傷つけ、こどもの心身の成長に大きな悪影響を与えることが科学的にも明らかになっています。



「しつけのつもり」が、傷つけていませんか？

次のような行為は、しつけではなく体罰にあたります。

・たたく、蹴る、強く腕をつかむ　・引っ張る、物を投げる　・長時間立たせる、正座をさせ続ける
・「ばか」「いらない子」など、人格を否定する言葉をかける　・「言うことを聞かないと置いていく」と脅す、無視し続ける

実例で考えてみましょう

片づけをしない

こどもが何度言っても片づけないので、腕を強くつかみ、怒鳴った。

→暴力をしなくても、具体的に伝えられます。

「まだ遊びたいね。まずこの車を箱に入れよう」と伝える。

きょうだいをたたいた

「痛みを分からせるため」とたたいた。

→暴力で教えることは、暴力で解決する方法を示すことになります。

「たたかないよ。どうしたかったの？」と、こどもの気持ちを聞く。

食事中に遊ぶ

「食べないなら、もうあなたのことは知らない」と言った。

→こどもの存在を否定する言葉は心を傷つけます。

「食事中は遊ばないよ。食べ終わったら遊ぼう」と伝える。

しつけは「罰」ではなく、こどもが学ぶための関わりです

イライラしたら、ひとりで抱えないで

子育て中にイライラしたり、「どう接したらいいか、わからない」と悩んだりするのは、親としてごく自然なことです。決してあなたひとりではありません。**たたいてしまいそうになったときは、こどもの安全を確認していったんその場を離れ、深呼吸しましょう。**家族や周囲の人、相談窓口をいつでも気軽に頼ってください。

【相談窓口】
- 宇美町こども家庭センター　☎933-0777
- 児童相談所相談専用ダイヤル　☎0120-189-783(いちはやく　なやみを)
 ※通話料無料・24時間対応
- 親子のための相談LINE
 ※無料・匿名で相談ができます。

相談LINEはこちら



問 こどもみらい課 子育て支援係　☎ 933-0777　FAX 933-0210